

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年1月18日（平成28年（行個）諮問第10号）

答申日：平成29年10月13日（平成29年度（行個）答申第112号）

事件名：本人に対する遺族補償一時金に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「被災者（特定氏名（特定年月日生））が平成25年特定月日に特定事業場で発生した労働災害により死亡したことに関し、特定労働基準監督署長が決定した遺族補償一時金に係る調査復命書及び添付資料（本人が提出した書類を除く）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月29日付け山梨個開第27-45号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

調査復命書の一部が不開示となり、事業場提出資料の全部、監督資料の大半が不開示であることから、被災者の精神障害の業務起因性を認定した理由（または認定しなかった事実の有無）を判断することが不可能であるので、その不開示となった部分の開示を求める。

（2）意見書

ア はじめに

頭書事件について、諮問庁から提出された理由説明書（以下「本件理由説明書」といいます。）（下記第3）を踏まえて、以下のとおり、意見を述べます。

イ 開示未了であること

本件理由説明書2項（下記第3の1（2））において、諮問庁である厚生労働大臣は、「本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で」、添付した別表に記載した情報を不開示とすると述べています。

しかし、（1）厚生労働大臣から私に対し何らかの資料が「一部を新たに開示」された事実はなく、私は、本日現在までに新たな情報に接することができていません。

また、（2）添付別表では、文書名も内容も不明ですので、これだけでは何が開示され、何が不開示とされるのか読み取ることは不可能です。このため、このような理由説明書に対し意見を述べることは通常一般人には不可能であり、この取り扱いは、私の攻撃防御方法を奪うものであって、適正な手続ではありません。

つきましては、私は、諮問庁に対し、（1）新たに開示したという資料を交付することを求め、かつ（2）何を不開示にするのか反論可能な状態で示すことを求めます。

このような手続を経ないと私は反論すらできませんので、諮問庁は、理由を説明できていないことと同様です。

ウ 抽象的な理由では不十分であること

また、諮問庁は、事業場提出資料の全部、監督署資料の大半を不開示としているようであり、その理由として「被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念される」「通例として開示しない」「個人の権利利益を害する」「労基署の調査への協力を躊躇させ、その適正な遂行に支障を及ぼす」等と述べています。

しかし、そのような懸念は、いずれも抽象的な心配に過ぎず、本件では既に労災決定があるので具体的な損害が生じることはありません。また、通例として開示しないというのでは、何ら理由になりません。

事業場提出資料の全部、監督署資料の大半を不開示とするのでは、被災者の精神障害の業務起因性を認定した理由（または認定しなかった事実の有無）を判断することが不可能または困難ですので、速やかな開示を希望します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「被災者が平成25年特定年月日に特定事業場で発生した労働災害により死亡したことに關し、特定労働基準監督署長が決定した遺族補償一時金に係る調査復命書及び添付資料（本人が提出した書類を除く）」

に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年10月19日付け（同月21日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、被災者が平成25年特定年月日に特定事業場で発生した労働災害により死亡したことに関し、特定労働基準監督署長が決定した遺族補償一時金に係る調査復命書及び添付資料（本人が提出した書類を除く）である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の①、17の①、19の①、20の①、21の①、22の①、23の①、24の②、25の①、27の①及び28の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3の②、17の②、19の②、20の②、21の②、22の②、23の②、25の②及び27の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の①、4、6、8、9、

10, 11, 12, 13, 18, 19の③, 20の③, 21の③, 22の③, 24の①, 26, 27の③, 28の②及び30の①の不
開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事
業場が一般に公にしていらない内部情報である。

そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業
場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受け
ることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な
利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するた
め、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の①, 4, 5, 6, 7,
8, 9, 10, 11, 12, 13, 18, 19の③, 20の③, 21
の③, 22の③, 27の③及び30の②の不開示部分は、当該事
業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行
政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたも
のであって、通例として開示しないこととされているものであるこ
とから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示
とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①,
3の②, 17の②, 19の②, 20の②, 21の②, 22の②,
23の②, 25の②及び27の②の不開示部分は、特定労働基準
監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査
請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取
内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害
するおそれがあることは、上記3(2)ア(イ)で既に述べたと
ころである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理
的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事
実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場
側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった
事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要
不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難にな
るおそれがある。したがって、これらの情報は、開示すること
により、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正
な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱
書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示と
することが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、18、19の③、20の③、21の③、22の③、27の③及び30の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記(ウ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の①、17の①、19の①、20の①、21の①、22の①、23の①、24の②、25の①、27の①及び28の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号2の①、4、6、8、9、10、11、12、13、18、19の③、20の③、21の③、22の③、24の①、26及び27の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号16の不開示部分は、審査請求人の代理人の弁護士の印影であり、この印影は、当該弁護士が弁護士業務を遂行する上で使用しているものであって、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するものである。弁護士の印影は、弁護士としての資格に基づき、訴訟の当事者の依頼等により、訴訟事件等の法律事務を行うに当たって作成する特定の書類に限定して押捺されるもので、その印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的機能を有する性質のものであることから、これが開示された場合、偽造・悪用されるおそれがあるなど、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した情報のうち、文書28の②及び30の①の不開示部分は、保険組合及び特定事業所の印影である。

当該部分は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロの不開示情報 略

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 略

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、18、19の③、20の③、21の③、22の③、27の③及び30の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報は、

行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記1(3)イ(ウ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

別表

文書 番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)			
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱 書き
2	提出資料一覧	① 1 頁ないし 3 頁の 不開示部分、5 頁な いし 7 頁の不開示部 分		○	○	○
1 6	保険給付実地調査 復命書③	5 頁印影部分		○		
1 7	聴取書等①	② 2 頁 8 行目ないし <u>1 4 頁 3 行目</u> (項番 を除く)	○			○
1 9	聴取書等②	② 2 頁 8 行目ないし <u>1 7 頁 8 1 行目</u> (項 番を除く)	○			○
		③ <u>1 8 頁</u> ないし <u>2 3 頁</u> 不開示部分		○	○	○
2	聴取書等③	② 2 頁 8 行目ないし	○			○

0		1 3 頁 1 6 行目（項番を除く）				
		③ 1 4 頁ないし 1 6 頁不開示部分		○	○	○
2 1	聴取書等④	② 2 頁 8 行目ないし 9 頁 8 行目（項番を除く）	○			○
		③ 1 0 頁及び 1 1 頁不開示部分		○	○	○
2 3	聴取書等⑥	② 2 頁 8 行目ないし 6 頁 2 3 行目（項番を除く）	○			○
2 7	聴取書等⑧	② 2 頁ないし 4 頁の確認事項の不開示部分	○			○
		③ 5 頁ないし 1 2 頁の不開示部分		○	○	○

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 2 8 年 1 月 1 8 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 2 月 2 日 審議
- ④ 同月 1 7 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成 2 9 年 6 月 1 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年 7 月 1 9 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年 1 0 月 1 1 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「被災者（特定氏名（特定年月日生））が平成 2 5 年特定月日に特定事業場で発生した労働災害により死亡したことに関し、特定労働基準監督署長が決定した遺族補償一時金に係る調査復命書及び添付資料（本人が提出した書類を除く）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 1 4 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番8について

当該部分は、特定事業場のパンフレットである。これは、広く一般には配布することを目的として作成したものと認められ、実際に公にされているものと認められることから、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番11及び通番16について

当該部分は、労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場が提出した特定事業場の内部資料である。このうち、通番11の22頁ないし27頁、30頁及び31頁並びに通番16の1頁ないし5頁、11頁、13頁及び24頁ないし33頁は、文書2の「提出資料一覧」の番号21、40及び41に記載された内容から審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番17について

当該部分は、審査請求人が申立人となっている本件労災給付請求の申請に係る代理人である弁護士の印影である。

このため、これが開示することにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 通番2、通番4、通番5、通番18、通番21、通番24、通番27、通番30、通番33、通番36、通番37、通番40及び通番43について

(ア) 通番2の不開示部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められ

ず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、これらの者が聴取実施者でないことは審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書きイに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (イ) その余の部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、印影、人影等であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ 通番1、通番6、通番19、通番22、通番25、通番28、通番31、通番34、通番38及び通番41について

- (ア) 通番1の2頁「総合判断」欄の理由2の(2)②の3行目29文字目及び30文字目並びに5行目19文字目及び20文字目、4頁「上司とトラブルがあった」欄の3行目37文字目及び4行目1文字目並びに6行目19文字目及び20文字目、22頁(2)(イ)3行目32文字目ないし36文字目及び(オ)5行目37文字目ないし41文字目、25頁「認定事実」欄4行目19文字目及び20文字目、28頁第2の2(2)1行目30文字目及び31文字目、5行目1文字目及び2文字目並びに9行目14文字目及び15文字目、6頁、8頁、11頁、14ないし18頁、23頁及び24頁「調査結果」欄のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の個人の職氏名の記載部分、通番6の4頁の不開示部分、通番19、通番22、通番25、通番28、通番31及び通番34の聴取書に記録された被聴取者の署名、指紋及び印影並びに通番38及び通番41の面談確認書等に記録された面談者等の氏名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情

報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番35、通番39、通番44及び通番45について

(ア) 通番35及び通番39は、労働基準監督官が撮影した特定事業場のICリーダー機の写真であり、当該事業場の内部情報であると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番44は健康保険関係団体の印影であり、通番45は特定事業場の印影である。

当該印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 通番3、通番7、通番9、通番11ないし通番16、通番20、通番23、通番26、通番29、通番32及び通番42について

当該部分は、労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の内部資料であり、これを開示した場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施

していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番10及び通番46について

当該部分は、労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の内部資料であり、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分については、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

文 書 番 号	1 文 書 名	2 通 番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報 (法14条該当 号)				5 開示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	精神障 害の業 務起因 性判断 のため の調査 復命書	1	① 2頁「総合判断」欄の理由 1の1行目16文字目ないし 2行目35文字目, 理由2の (2)②の3行目27文字目 ないし39文字目, 5行目1 9文字目, 20文字目, 3頁 6行目13文字目, 14文字 目, 4頁「上司とのトラブル があった」欄の3行目35文 字目ないし4行目10文字 目, 6行目19文字目, 20 文字目, 5頁4行目13文字 目, 14文字目, 6頁「調査 結果」欄不開示部分(1行目 8文字目ないし14文字目, 13行目12文字目ないし1 4行目1文字目及び21行目 12文字目ないし22行目1 文字目を除く。), 8頁「調 査結果」欄不開示部分(1行 目12文字目ないし2行目1 文字目及び21行目8文字目 ないし22文字目1文字目を 除く。), 9頁「調査結果」欄 不開示部分(4行目8文字目 ないし15文字目及び19行 目8文字目ないし15文字 目), 11頁「調査結果」欄	○			○	なし

		<p>不開示部分（1行目8文字目 ないし15文字目），14頁 「調査結果」欄不開示部分（1 行目及び2行目8文字目ない し17文字目を除く。），15 頁「調査結果」欄不開示部分 （34行目ないし36行目， 37行目8文字目ないし10 文字目及び63行目8文字目 ないし10文字目を除く。）， 16頁「調査結果」欄不開示部 分（15行目8文字目ないし 10文字目，27行目，28 行目8文字目ないし10文字 目，38行目8文字目ないし 10文字目，54行目，55 行目8文字目ないし10文字 目を除く。），17頁「調査結 果」欄不開示部分（32行目 8文字目ないし15文字目， 47行目8文字目ないし10 文字目，60行目及び61行 目8文字目ないし10文字目 を除く。），18頁「調査結果」 欄不開示部分（12行目，1 3行目8文字目ないし10文 字目，35行目，36行目8 文字目ないし10文字目及び 47行目8文字目ないし10 文字目を除く。），22頁 （2）（イ）3行目32文字目 ないし36文字目，42文字 目ないし4行目41文字目， （オ）4行目42文字目ない し5行目13文字目，37文 字目ないし41文字目，23 頁「調査結果」欄の不開示部分 （1行目11文字目ないし2</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

			行目 4 文字目を除く。), 24 頁「調査結果」欄の不開示部分 (5 行目 8 文字目ないし 15 文字目, 24 行目 8 文字目ないし 14 文字目, 30 行目 8 文字目ないし 15 文字目, 42 行目 8 文字目ないし 15 文字目及び 46 行目 8 文字目ないし 15 文字目), 25 頁「認定事実」欄 3 行目 7 文字目ないし 19 文字目, 4 行目 19 文字目, 20 文字目, 27 頁「専門医の意見」欄第 1 の 12 行目 18 文字目ないし 13 行目 8 文字目, 39 文字目ないし 14 行目 27 文字目, 28 頁第 2 の 2 の (2) 1 行目 30 文字目, 31 文字目, 5 行目 1 文字目, 2 文字目, 9 行目 14 文字目, 15 文字目					
		2	② 32 頁「事業場内における当該労働者の位置づけ」表の不開示部分	○				なし
2	提出資料一覧	3	① 1 頁ないし 3 頁の不開示部分, 5 頁ないし 7 頁の不開示部分		○	○	○	なし
		4	② 8 頁の不開示部分	○				なし
3	精神障害専門部会意見等	5	① 1 頁の不開示部分	○				なし
		6	② 2 頁ないし 4 頁の不開示部分	○			○	なし
4	事業場提出資料①	7	不開示部分全て		○	○	○	なし
5	事業場提出資料	8	不開示部分全て			○	○	不開示部分全て

	料②							
6	事業場 提出資料③	9	不開示部分全て		○	○	○	なし
7	事業場 提出資料④	1 0	不開示部分全て			○	○	なし
8	事業場 提出資料⑤	1 1	不開示部分全て		○	○	○	22頁ないし27頁, 30頁及び31頁
9	事業場 提出資料⑥	1 2	不開示部分全て		○	○	○	なし
10	事業場 提出資料⑦	1 3	不開示部分全て		○	○	○	なし
11	事業場 提出資料⑧	1 4	不開示部分全て		○	○	○	なし
12	事業場 提出資料⑨	1 5	不開示部分全て		○	○	○	なし
13	事業場 提出資料⑩	1 6	不開示部分全て		○	○	○	1頁ないし5頁, 11頁, 13頁及び24頁ないし33頁
14	保険給付 実地調査復命書①		—					
15	保険給付 実地		—					

	調査復命書②							
16	保険給付実地調査復命書③	17	5頁印影部分		○			5頁印影部分
17	聴取書等①	18	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 15文字目, 16文字目	○				なし
		19	② 2頁8行目ないし14頁3行目(項番を除く。)	○			○	なし
18	聴取書等①添付書類	20	不開示部分全て		○	○	○	なし
19	聴取書等②	21	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 15文字目, 16文字目	○				なし
		22	② 2頁8行目ないし17頁18行目(項番を除く。)	○			○	なし
		23	③ 18頁ないし23頁不開示部分		○	○	○	なし
20	聴取書等③	24	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文	○				なし

			字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目					
		25	②2頁8行目ないし13頁16行目(項番を除く。)	○			○	なし
		26	③14頁ないし16頁不開示部分		○	○	○	なし
21	聴取書等④	27	①1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目	○				なし
		28	②2頁8行目ないし9頁8行目(項番を除く。)	○			○	なし
		29	③10頁, 11頁不開示部分		○	○	○	なし
22	聴取書等⑤	30	①1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目	○				なし
		31	②2頁8行目ないし12頁3行目(項番を除く。)	○			○	なし
		32	③13頁, 14頁不開示部分		○	○	○	なし
23	聴取書等⑥	33	①1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目	○				なし

			目, 17文字目					
		3 4	② 2頁8行目ないし6頁23 行目(項番を除く。)	○			○	なし
2 4	写真撮 影報告 書①	3 5	① 2頁不開示部分		○			なし
		3 6	② 3頁不開示部分	○				なし
2 5	聴取書 等⑦	3 7	① 1頁不開示部分, 2頁「面 談者氏名」, 「面談場所」の不 開示部分	○				なし
		3 8	② 2頁, 3頁の不開示部分 (①の部分を除く。)	○			○	なし
2 6	写真撮 影報告 書②	3 9	2頁, 3頁の不開示部分		○			なし
2 7	聴取書 等⑧	4 0	① 1頁不開示部分, 2頁「面 談場所」, 「対応者」の不開示 部分	○				なし
		4 1	② 2頁ないし4頁の確認事項 の不開示部分	○			○	なし
		4 2	③ 5頁ないし12頁の不開示 部分		○	○	○	なし
2 8	受診歴 等	4 3	① 1頁担当者氏名, 5頁, 1 2頁, 14頁, 16頁, 18 頁保険医氏名部分	○				なし
		4 4	② 1頁印影部分		○			なし
2 9	救急活 動状況 について(回 答)		—					
3 0	保険給 付実地 調査復 命書④	4 5	① 7頁印影部分		○			なし
		4 6	② 7頁ないし12頁の不開示 部分(①の部分を除く。)			○	○	なし